

入札説明書（総合評価方式）

富山県企業局の西部水道用水供給事業水道施設再整備基本構想業務委託に係わる入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和7年6月9日（月）
- 2 業務名 西部水道用水供給事業水道施設再整備基本構想業務委託
- 3 履行期間 契約を締結した日の翌日から令和8年3月27日まで
- 4 本業務の特記仕様書は別冊のとおりである。

5 入札参加資格確認申請

(1) 入札参加資格の確認は、入札参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出期限日をもって行うものとする。申請書等は直接担当部署まで郵送（郵便書留に限る。）又は持参しなければならない。電話、FAX等などの提出は認めない。

(2) 申請書等の作成及び記載上の留意事項

1) 申請書等内容の留意事項

申請書等について、記載された事項以外の内容を含む申請書、又は書面及び書式に示された条件に適合しない資料等については申請書を無効とする場合があるので注意すること。

なお、申請書等の様式は、入札公告に示されるとおりである。

記載事項	内容に関する留意事項
入札参加資格確認申請書 (様式-1)	<ul style="list-style-type: none">・申請書には、返信用封筒として表に申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（404円）の切手を貼った長3号封筒を合わせて提出すること。
企業の実績 (様式-2)	<ul style="list-style-type: none">・入札参加資格確認申請者が過去に受注した業務実績を記載する。・入札公告に規定する業務実績に関する要件に規定する業務実績を対象とする。・配置予定管理技術者の実務経験業務と重複して記載できる。・実績業務は、TECRISに登録され、求める実績の内容を確認することができるものに限る。・TECRISの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、TECRISの補足資料として実績が確認できる他の資料（契約書、設計図書、金抜き設計書、数量計算書等。）の提出を認める。・記載できる件数は、2件までとする。
富山県内に所在している業務拠点 (様式-3)	<ul style="list-style-type: none">・営業所とは、コンサルタント登録規程により登録している営業所をいう。・当該営業所が富山県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されている営業所かどうかは問わない。・富山県建設工事等入札参加有資格者名簿に登録されていない営業所によ

	り本評価項目の営業所として申請する場合は、当該営業所の所在地が県内であることが確認できる資料（登記簿、賃貸借契約書、定款等）を提出する。
配置予定管理技術者の実務経験 (様式-4)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者は発注者との定期的な打ち合わせに毎回出席できること。 ・管理技術者として従事して完了した業務実績を1件申請すること。 ・業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記載すること。 ・TECRISの登録データで求める実務経験が記載されていない場合や確認できない場合は、TECRISの補足資料として実務経験が確認できる他の資料（契約書、設計図書、金抜き設計書、数量計算書等。）の提出を認める。
配置予定管理技術者のCPD (様式-6)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設系CPD協議会（（公社）全国上下水道コンサルタント協会）のCPD、あるいは建設系CPD協議会（（公社）全国上下水道コンサルタント協会）以外のCPDを記すこと。ただし、建設系CPD協議会（（公社）全国上下水道コンサルタント協会）以外のCPDは、総合評価で加点対象としない。

6 入札するために必要となる資料等の配布及び資料室の閲覧

入札参加資格者は、特記仕様書に示す貸与資料について企業局資料室での閲覧を可能とする。閲覧期間は、令和7年6月9日～令和7年7月18日の午前9時～午後5時とするので、資料閲覧を希望する者は、担当部署へ事前に連絡すること。

7 実施方針及び技術提案書の提出

本業務を入札するにあたり、実施方針及び評価テーマに関する技術提案書については、以下のとおり提出するものとする。

業務実施体制提案書 (様式-7)	<ul style="list-style-type: none"> ・A4用紙2枚以内、文字ポイント9P以上とし、文字数は制限しない。 ・本業務を遂行するうえで必要となる人員数、役割、業務分野間の連絡調整方法等が確認できるように記載すること ・図表を用いるなど表現を工夫して説明すること。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者などの技術協力を受けて業務を実施する場合は、その旨を記載するとともに、再委託又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。 ・業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・土木、建築、電気及び機械分野ごとの担当技術者の配置は任意とする。
業務実施手順提案書 (様式-8)	<ul style="list-style-type: none"> ・A4用紙2枚以内、文字ポイント9P以上とし、文字数は制限しない。 ・フロー図を用いるなど工夫して説明すること。
照査における具体的な手法・工夫等提案書 (様式-9)	<ul style="list-style-type: none"> ・A4用紙2枚以内、文字ポイント9P以上とし、文字数は制限しない。 ・提案する手法は具体的な作業を記すこと。 ・提案する手法によって得ようとする効果を記載すること。
業務の円滑な実施に関する提案書 (様式-10)	<ul style="list-style-type: none"> ・A4用紙2枚以内、文字ポイント9P以上とし、文字数は制限しない。 ・提案する手法は具体的な作業を記すこと。 ・提案によって得ようとする効果を記載すること。

技術提案書 (様式-11)	<ul style="list-style-type: none"> ・評価テーマ毎に記載すること。 ・評価テーマ1件に対しA4用紙4枚以内、文字ポイント9P以上とし、文字数は制限しない。 ・概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真等を用いてよい。 ・参考資料を添付する場合は、2枚までとする。 ・複数枚となる場合は、様式の右肩にページ番号を振ること。
------------------	---

8 総合評価方式に関する事項

(1) 調査基準価格(税抜き)は、下表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格(税抜き)に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格(税抜き)に10分の8.1を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格(税抜き)に10分の6を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の額 に10分の5を乗 じて得た額

(2) 総合評価の評価項目

総合評価における評価項目は以下のとおり。

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価の ウェイト
(ア) 企業の実 績と能力	①企業の実績	①評価対象官公庁等発注の同種業務の実績あり ②評価対象官公庁等発注の類似業務の実績あり ③評価対象以外の官公庁等発注の同種あるいは類似業務の実績あり 評価対象官公庁等は、都道府県、国、政令指定都市、および市区町村(水道企業団等一部事務組合を含む。)をいう。 ・同種業務とは、富山県内の浄水場または水道施設で基本構想、基本設計及び実施設計相当のいずれかの設計業務。	①5 ②4 ③1
	②県内営業所の有無	①「主たる営業所(本社・本店)」が富山県内にある。 ②「従たる営業所(その他の営業所)(支店)」が富山県内にある。あるいは営業所が富山県内にない。	①1 ②0
(イ) 管理技術 者の経験 と能力	③配置予定管理技術者の実務経験	①評価対象官公庁等発注の同種業務の実績あり ②評価対象官公庁等発注の類似業務の実績あり ③評価対象以外の官公庁等発注の同種業務あるいは類似業務の実績あり 評価対象官公庁等は、都道府県、国、政令指定都市、および市区町村(水道企業団等一部事務組合を含む。)をいう。 ・同種業務とは、富山県内の浄水場または水道施設で基本構想、基本設計及び実施設計相当のいずれかの設計業務。	①4 ②2 ③1

	④配置予定管理技術者の資格	①技術士 総合技術監理部門（上下水道） 上下水道部門（上水道及び工業用水道） ②技術士 総合技術監理部門（建設） 上下水道部門（上水道及び工業用水道以外の科目） ③RCCM・土木学会認定技術者（1級）	① 4 ② 2 ③ 1
	⑤配置予定管理技術者のCPD	・建設系CPD協議会（（公社）全国上下水道コンサルタント協会）の推奨単位数50単位／年以上の「単位取得証明書」の証明日が技術提案書提出期限日の過去1年以内のものを評価する。 ①あり ②なし	① 4 ② 0
(ウ) 実施方針	⑥業務実施体制	①主任技術者を適切に配置しており、かつ業務分担が明確になっている ②主任技術者を配置しており、普通である ③必要最低限である	① 3 ② 2 ③ 1
	⑦業務実施手順	①発注者からの指示事項の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法や協議結果等の取り扱い、及び担当技術者へのフォロー方法など効果的な手法が具体的に示されており、精緻で充実している ②工夫されている ③必要最低限である	① 3 ② 2 ③ 1
	⑧照査における具体の手法・工夫等	①照査手法が明確で実現性が高く効果が期待される ②照査手法は工夫されている ③照査手法は必要最低限である	① 3 ② 2 ③ 1
	⑨業務の円滑な実施に関する提案	①発注者の検討体制、及び送水管等既存施設の機能、能力、周辺地形、環境、地域特性など幅広い与条件と整合がとれており、独創性に富みかつ実現性が高い ②一定程度の工夫がみられる ③必要最低限である	① 3 ② 2 ③ 1
(エ) 技術提案	⑩技術提案の整合性	①評価テーマ間の整合性が高く、かつ視点の高い設計思想である ②評価テーマ間の整合性が高い ③一定程度の整合性が認められる ④矛盾がある	① 4 ② 2 ③ 1 ④ 0
	⑪評価テーマの的確性	①発注者の検討体制、浄水場等の機能、能力、周辺地形、環境、地域特性など幅広い与条件との整合性が特に高い ②・着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行するにあたって有効性が高い ・事業の重要度を考慮した提案となっている。 ・事業の難易度に相応しい提案となっている。	① 5 ② 4 ～ 2 ③ 1 ④ 0

		③必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が的確に網羅されている ④的確性に欠ける部分がある	
	⑫評価テーマの実現性	①課題の留意点を十分に理解し、対応策がより具体的で実現性が高い提案内容で説得力がある ②・提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている ・利用しようとする技術基準、資料が適切である ・提案内容によって想定される事業費が適切である ③実現性のある提案となっている ④実現性に懐疑的な部分がある	① 5 ② 4 ～ 2 ③ 1 ④ 0
	⑬評価テーマの獨創性	①工学的知見に基づく意欲的な新しい提案がある ②周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある ③複数の既存技術を統合化して技術を構築する提案がある ④評価できる提案がない ①②③の項目毎に加点する。	① 1 ② 1 ③ 1 ④ 0

・実施方針及び技術提案の履行確実性

評価にあたっては、次の方式により行うものとする。

- 1) 富山県企業局委託業務低入札価格調査試行要領に基づく調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、実施方針及び技術提案（以下「技術提案等」という。）の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案等の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(5)3)3-2の履行確実性の評価をAとし、履行確実性度を1.0として評価するものとする。
- 2) 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(5)3)3-2①から④までの審査項目を評価した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.00
3	B	0.75
2	C	0.50
1	D	0.25
0	E	0

- 3) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

(3) 申請書等に基づく業務

申請書等において採用した提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

(4) 技術提案等に関するヒアリングの実施

1) ヒアリングの実施

- ① 業務の技術提案等を審査するため、技術提案したすべての者について、入札前にヒアリングを

実施する。

実施場所：別途通知

実施予定日：別途通知

時間：別途通知

出席者：配置予定管理技術者を含む3名以内

- ② ヒアリングの時刻、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。
- ③ 技術提案書に基づき、説明30分間、質疑応答30分間程度とする。
- ④ 技術提案書以外の資料の使用は認めない。

(5) 履行確実性に関するヒアリング

1) ヒアリングの実施

① どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

実施場所：別途通知

実施予定日：別途通知

時間：別途通知

出席者：配置予定管理技術者

- ② ヒアリングの留意事項等は別途通知する。
- ③ 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、入札参加資格確認申請書等のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。追加資料を提出すべき旨の連絡は、開札の後、令和7年7月24日（木）17時までに入札参加者あてに連絡するものとし、その提出は、令和7年7月29日（火）17時までに行うものとする。提出を求めることとなる追加資料は、(5)2)のとおり。

ただし、追加資料の提出の意向の無い者については、上記追加資料の提出期限日までに、追加資料の提出を行わない旨を書面（様式は自由）にて提出するものとする。

追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、その入札を無効として取り扱うものとする。

なお、追加資料の再提出及び提出後の修正は認めない。

- ④ ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

又、上記①～④に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

2) 履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格に満たないときは、富山県企業局委託業務低入札価格調査試行要領に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

3) 技術提案等の履行確実性の審査・評価方法

- 3-1) 技術提案等の履行確実性の審査は、入札参加資格確認申請書等（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料等をもとに行い、技術提案等の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案等に係る評価点をその履行確実性に応じて付与する。

- 3-2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。
- 3-3) 入札参加者のうち、その申し込みに係る価格が調査基準価格以上予定価格以下である者に対しては、履行確実性に関する確認表の提出を求め、これを以てヒアリングに代えることがある。

9 技術提案書等に基づく業務

実施の業務に関しては、総合評価の際に提出された実施方針、技術提案に記載された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

本業務における管理技術者、主任技術者は、入札参加資格確認書あるいは業務実施体制提案書に記載された者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ないと発注者が認める場合であって、同等以上の能力を有している技術者であると確認できた場合はこの限りでない。

業務計画書の内容について受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、または損害の賠償請求を行うことがある。

10 入札方法等

- (1) 入札及び開札の場所は、富山県企業局第4会議室（富山県富山市安住町2番14号北日本スクエア北館10階）とする。
- (2) 入札参加者は、（様式-13）を標準とする入札書を直接担当部署まで郵送（郵便書留に限る。）又は持参しなければならない。電話、FAX等などの入札は認めない。
- (3) 入札参加者が代理人の場合は、入札書と併せて、入札参加資格を有する者の押印のある委任状（様式-12）を提出しなければならない。
- (4) 入札書は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に入札参加者の商号又は名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「令和7年7月23日開札 西部水道用水供給事業水道施設再整備基本構想業務委託 の入札書在中」と朱書きすること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 指定された日時までに指定された場所に入札書が提出されなかった入札
- (2) 入札書に入札参加者の記名押印がない入札
- (3) 入札書に記載した金額を加除し、又は訂正した入札
- (4) 入札書に記載した事項（金額を除く。）を訂正し、その箇所に押印のない入札
- (5) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札
- (6) 入札参加者が他の入札参加者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の代理を兼ねてした者の入札

- (7) 必要な記載事項を確認できない入札
- (8) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (9) 再度の入札にあたり、直前の入札の最低価格以上の入札
- (10) 入札に関し不正行為があった者のした入札
- (11) 提出書類が要綱の提出方法に適合しない場合
- (12) 提出書類が要綱及び様式に示された条件に適合しない場合
- (13) 虚偽の内容が記載されている場合
- (14) 総合評価委員または事務局関係者と本総合評価方式に関する接触を求めた場合
- (15) ヒアリングに遅れた場合
- (16) 第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- (17) その他入札に関する条件に違反した入札

12 開札

- (1) 開札は、入札の終了後に引き続いて行うものとする。
- (2) 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。開札に立ち会うことができない場合は、開札日の前日までに富山県企業局経営管理課長あてに届け出るものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合においては、直ちに再度の入札をする。ただし、開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人があるときは、契約担当者が別に定めるところにより、再度の入札をする。再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

13 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、申請により契約保証金の納付の免除を受けた場合を除き、落札者が決定した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
 - ① 契約保証金の納付
 - ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ③ 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は富山県企業局が確実と認める金融機関の保証
 - ④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - ⑤ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) (1)①～⑤の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、落札価格の100分の10に相当する額以上の額とする。
- (3) 契約保証金の納付に代えて提供することができる担保及びその金額は、下記のとおりとする。ただし、事前に契約担当者の承認を受けなければならない。
 - ① 国債及び地方債 額面金額
 - ② 政府の保証のある債券 額面金額の8割に相当する金額
 - ③ 確実と認められる社債 額面金額の8割に相当する金額
 - ④ 確実と認められる金融機関の定期預金債権 債権金額
 - ⑤ 確実と認められる金融機関の保証 保証金額
- (4) 落札者が(1)②、③に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供と

して行われたものとし、④、⑤に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(5) 契約者が契約上の義務を履行しないときは、当該者が納付した契約保証金は富山県企業局に帰属する。

(6) 契約者が契約上の義務を履行したときは、履行確認の後、契約保証金を還付する。

(7) (4)に定める場合のほか、契約保証金の納付の免除を受けようとする落札者は、契約保証金納付免除申請書（様式-14）により申請しなければならない。申請期限及び申請場所は次のとおりとする。なお、免除の可否は、書面により通知する。

（申請期限） 落札者が決定した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

（申請場所） 担当部署

(8) (7)における契約保証金の納付の免除の条件は、次のとおりとする。

① 落札者が、過去2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 支払条件

支払い条件については、下記を予定している。

前金払あり

部分引渡しに係る委託料の支払あり

15 火災保険付保の要否 否

16 その他

(1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

(2) 申請書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された申請書等は返却しない。なお、提出された申請書や技術提案書等は入札参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

(4) 申請書等の提出後において、原則として申請書等に記載された内容の変更を認めない。また、申請書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(5) 落札者の決定等の公表

本業務の入札の過程の透明性を確保するため、落札者の決定後、入札参加者から提出された申請書等の評価結果、入札金額、総合評価の結果、落札者の決定理由について公表するものとする。